

## 実質化された人・農地プラン

[香下・榑野・新洞・沖・北山・広瀬・小坂]

| 市町村名 | 対象地区名(地区内集落名) | 作成年月日         | 直近の更新年月日 |
|------|---------------|---------------|----------|
| 宇佐市  | 両川地区          | 令和 2年 12月 21日 | 令和 年 月 日 |

### 1 対象地区の現状

|   |          |
|---|----------|
| ①地区内の耕地面積(農業委員会の地区データを活用)                 | 150.8 ha |
| ②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計      | 110.6 ha |
| ③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計                 | 42.8 ha  |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計                     | 18.5 ha  |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計                | 0 ha     |
| ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計<br>(備考) | 10.7 ha  |

### 2 対象地区の課題

|   |
|---|
| <p>両川地区の担い手は、両川地区及び入り作の認定農業者の個人経営体及び法人が主となっている。今後、高齢化が進み小規模農業者が農業をリタイアする時のために、受け手を確保する取組を検討する必要がある。また、地区外の入り作農家を増やさないように、農地の貸付する際は、地区内の農業者に貸付する取組を行う。</p> |
| <p><b>香下地区</b><br/>地区の担い手は、認定農業者の法人及び個人経営体が主に地区の担い手となっており、5年間は大きな問題は生じないと考えられる。しかし、10年後を考えると高齢化により担い手不足が懸念される。貸付意向がある経営体が多いので日頃から中心経営体同士の情報共有が課題である。</p>  |
| <p><b>榑野地区</b><br/>地区の担い手は、認定農業者の法人及び個人経営体が主に地区の担い手となっており、今後高齢化していくと考えられるので、担い手不足が懸念される。また、そういった問題が起きないように耕作者の確保として、新規の作物の導入が出来ないか検討が必要である。</p>           |
| <p><b>北山地区</b><br/>地区の担い手は、認定農業者の個人経営体が主に地区の担い手となっており、作業委託や貸付意向がある経営体が多いので、日頃から中心経営体同士の情報共有が課題である。また、鳥獣被害防止対策も地区がまとまった取り組みも課題である。</p>                     |
| <p><b>小坂地区</b><br/>地区の担い手は、認定農業者の個人経営体が主に地区の担い手となっており、今後担い手不足が懸念される。そういった問題が起きないように日頃から中心経営体同士の情報共有が必要となってくる。</p>   |
| <p><b>沖地区</b><br/>地区の担い手は、認定農業者の個人経営体が主に地区の担い手となっており、今後高齢化により担い手不足が懸念される。現在は水稲を中心とした土地利用型作物が主となっているが、必要に応じて六次産業化して特産品になるような作物も考えていく必要がある。</p>             |
| <p><b>新洞地区</b><br/>地区の担い手は、認定農業者の法人及び個人経営体が主に地区の担い手となっており、今後担い手不足が懸念される。また、水田を自己保全するだけの農地が集積しているので、新規の作物を検討していく必要がある。日頃から、中心経営体同士の話し合いが重要である。</p>         |
| <p><b>広瀬地区</b><br/>地区の担い手は、認定農業者の個人経営体が主に地区の担い手となっており、今後高齢化による担い手不足が懸念され、青年の後継者の確保に取り組む必要がある。そのためには、老朽化した水路改修等基盤整備の取り組みが課題である。</p>                        |

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

各行政区の農地利用は基本的には、現在主に耕作している認定農業者の個人及び法人に集積・集約化している。今後は、各行政区の農地は人・農地プランに記載されている各行政区内の規模拡大の意向のある中心経営体に、地権者と耕作者と協議しながら集積・集約していく。また、認定農業者や規模拡大の意向のある中心経営体がない行政区は、両川地区内の他の行政区の中心経営体に集積・集約していく。

中心経営体

| 属性  | 農業者<br>(氏名・名称) | 現状      |          | 今後の農地の引受けの意向(5年後) |          |    |
|-----|----------------|---------|----------|-------------------|----------|----|
|     |                | 経営作目    | 経営面積     | 経営作目              | 経営面積     | 備考 |
| 認農  | A              | 水稲      | 2.00 ha  | 水稲                | 2.00 ha  |    |
| 認農  | B              | WCS     | 4.00 ha  | WCS               | 4.00 ha  |    |
| 認農  | C              | 水稲等     | 11.40 ha | 水稲等               | 11.40 ha |    |
| 認農  | D              | 水稲等     | 7.00 ha  | 水稲等               | 8.00 ha  |    |
| 認農  | E              | 水稲等     | 2.80 ha  | 水稲等               | 2.80 ha  |    |
| 認農  | F              | 水稲等     | 0.90 ha  | 水稲等               | 0.90 ha  |    |
| 認農法 | G              | WCS、ゆず等 | 2.00 ha  | WCS、ゆず等           | 5.00 ha  |    |
| 認農  | H              | 水稲      | 10.00 ha | 水稲                | 10.00 ha |    |
| 認農  | I              | 水稲      | 2.00 ha  | 水稲                | 2.00 ha  |    |
| 認農  | J              | 柚子      | 0.65 ha  | 柚子                | 0.65 ha  |    |
| 認農  | K              | 水稲      | 0.85 ha  | 水稲                | 0.85 ha  |    |
| 認農  | L              | 水稲      | 3.50 ha  | 水稲                | 5.00 ha  |    |
| 認農  | M              | 水稲      | 0.90 ha  | 水稲                | 1.60 ha  |    |
| 認農  | N              | 水稲      | 1.50 ha  | 水稲                | 2.00 ha  |    |
| 認農  | O              | 水稲      | 1.00 ha  | 水稲                | 5.00 ha  |    |
| 認農法 | P              | 水稲等     | 7.00 ha  | 水稲等               | 7.00 ha  |    |
| 認農  | Q              | 水稲等     | 7.20 ha  | 水稲等               | 7.20 ha  |    |
| 認農  | R              | 水稲      | 0.25 ha  | 水稲                | 0.25 ha  |    |
| 認農  | S              | 水稲      | 0.60 ha  | 水稲                | 0.60 ha  |    |
| 認農  | T              | WCS等    | 7.30 ha  | WCS等              | 7.30 ha  |    |
| 認農  | U              | 大豆      | 0.20 ha  | 大豆                | 0.20 ha  |    |
| 認農  | V              | 水稲      | 0.90 ha  | 水稲                | 0.90 ha  |    |
| 計   | 22 人           |         | 73.95 ha |                   | 84.65 ha |    |

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向

アンケート結果により、現状では農地の貸付等の意向は12筆把握している。今後も、高齢化により農業をリタイアする方が増えてくると考えられるので、各地区の総会等で農地の貸付け意向の確認を行い、両川地区の区長会等で情報共有を行う。

農地中間管理機構の活用方針

将来の経営農地の集約化を目指し、利用権設定を行う際には、原則として、農地中間管理機構を活用していく。中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

基盤整備への取組方針

香下地区は、団体営基盤整備促進事業にて農道の拡幅工事をする予定である。  
広瀬地区は、市の事業にて農道の舗装工事を計画的に行っている。  
両川地区全体としては、水路が老朽しているので水路改修事業や高低差のない圃場については、区画拡大等の基盤整備事業を、行政区ごとに検討していく。

新規・特産化作物の導入方針

両川地区の山間部の圃場については、水田を自己保全するだけの農地がたくさんあるので、そういった圃場に新規の作目が導入出来ないか検討していく。また、6次産業化して特産物になるような作目も導入に出来ないかを各行政区で検討する。

鳥獣被害防止対策の取組方針

鳥獣被害防止(シカ、イノシシ)対策を、各行政区ごとにまとめて電気柵や防護柵を取組むことを検討する。